



会議報告

次のとおり各種会議の報告をいたします。

令和2年度第6回理事会

令和3年3月23日(火) 14:00~16:00
広島ガーデンパレス2階「白鳥」にて開催

○議案

第15号議案 令和3年度事業計画書、収支予算書等の承認について

第16号議案 小規模研修会実施事業助成金交付要綱の制定について

・審議の結果、出席理事全員一致で可決した。

○協議事項

①全日本私立幼稚園連合会不祥事に対する対応について

・審議の結果、全日本私立幼稚園連合会の状況について、評議員会で報告し、加盟園へ文書で報告することとした。

○報告事項等

・今後の行事予定について報告があった。

令和3年度第1回理事会

令和3年4月12日(月) 15:10~17:30
広島ガーデンパレス2階「白鳥」にて開催

○議案 なし

○協議事項

①全日本私立幼稚園連合会不祥事に対する対応について

・審議の結果、全日本私立幼稚園連合会の状況について、評議員会で報告し、加盟園へ文書で報告することとした。

○報告事項等

・今後の行事予定について報告があった。

令和3年度第2回理事会

令和3年5月20日(火) 14:00~16:15

Web会議

○議案

第1号議案 令和2年度事業報告の承認について

第2号議案 令和2年度決算の承認について

第3号議案 定時評議員会の日時及び場所並びに議題等について

第4号議案 加盟園代表者会議の中止について

第5号議案 理事選任後の理事会の開催について

第6号議案 定時評議員会に提出する次期理事候補者の承認について

第7号議案 定時評議員会に提出する次期監事候補者の承認について

第8号議案 定時評議員会に提出する次期評議員候補者の承認について

第9号議案 貸付利率における理事会の定めについて

・審議の結果、出席理事全員一致で可決した。また、第3号議案、第5号議案についてはWeb併用会議とすることが加えられた。

○協議事項

①次期役員候補者について

②次期評議員候補者について

③令和3年度の連盟実施事業について

・審議の結果、出席理事全員一致で承認した。

○報告事項等

理事長、副理事長職務執行状況の報告について、各部各委員会の進捗状況、加盟園について、文部科学省令和3年度幼稚園の人材確保支援事業の採択について、全日、関係団体について、今後の行事予定について報告があった。



令和3年度第3回理事会

令和3年6月4日（金）15：35～16：05
広島ガーデンパレス2階「鳳凰」・Web併用にて開催

○議案

- 第10号議案 理事長及び副理事長の選定について
- 第11号議案 副理事長の分担業務について
- 第12号議案 理事長の代行順序について

○報告事項等

今後の行事予定についての報告及び理事及び監事の就任手続きについて説明があった。

令和3年度第4回理事会

令和3年6月23日（水）15：35～16：05
ANAクラウンプラザホテル広島22階「ルミエール」

○議案

- 第13号議案 各委員会委員長及び副委員長の選定について
- 第14号議案 各委員会委員の選任について

○報告事項等

各部各委員会の進捗状況、全日・関係団体報告、中国地区私立幼稚園協議会会議、全日本私立幼稚園PTA連合会会議、今後の行事予定についての報告があった。

監事監査

令和3年5月12日（水）15：00～16：05
広島ガーデンパレス3階「響」にて開催
坂井正男監事、米川晃監事、藤井行夫監事の3名が、正副理事長立会いの下、令和2年度の事業及び会計監査を行った。監査では、適正に処理されている旨が告げられた。



定時評議員会

令和3年6月4日（金）13：02～15：20
広島ガーデンパレス2階「鳳凰」・Web併用にて開催

○議案

- 第1号議案 令和2年度決算の承認について
 - 第2号議案 理事の選任について
 - 第3号議案 監事の選任について
 - 第4号議案 評議員の選任について
- ・第1号議案～第4号議案について可決された。

○報告事項

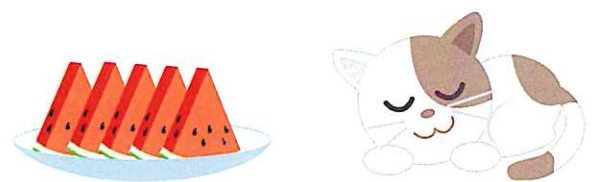
令和2年度事業報告、令和3年度事業計画、令和3年度収支予算について説明があった。

また、全日本私立幼稚園連合会の不祥事に関する報告を行った。



コロナウィルス感染症対策のため、初めてWeb併用で評議員会を実施いたしました。

※加盟園代表者会議については、コロナウィルス感染症拡大防止のため中止となりました。



加盟園の現状等～お知らせ～



1 加盟園の状況について (令和3年5月1日現在)

加盟園の状況についてご報告します。

○加盟園総数 200園 (休園：3園)

法人区分	私学助成を受ける幼稚園	施設型給付を受ける幼稚園	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	合計
学校法人	99 (△13)	29 (+9)	13	56 (+4)	197
宗教法人	0	1	0	0	1
社会福祉法人	0	0	0	1 (△1)	1 (△1)
個人	1 (△1)	0	0	0	1 (△1)
小計	100	30	13	57	200
合計	130		70		

※表中の()は昨年度比の増減園数

2 広島県学事課の事務分掌(幼稚園関係)について (令和3年4月1日現在)

学事課の担当については次のとおりです。

学事課長	弓場久司 氏
参事	出原真紀子氏
主幹	藤森 聡 氏 (文教グループ)
主査	伊藤洋子 氏 (私学振興グループ)
//	福田寿美 氏 (幼稚園の認可等)
主事	青山愛理 氏 (経常費補助金等)
//	安田晴香 氏 (私立幼稚園施設整備費補助金等)



3 事務局からのお知らせ

○事務局員の担当業務

各担当業務については次のとおりです。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長	山根多美子
事務局員	佐伯奈津子 人材確保事業、無料職業紹介事業、広報事業等 ※R3.8月～産前産後休暇
//	越智由美 各種会議、表彰、人材確保事業等
//	栗栖智恵子 会計業務等
//	水廣そよぐ 貸付、退職金業務、広報事業等
//	楠本侑生 各種研修会、免許状更新講習、無料職業紹介事業
//	田中美佳 R2.11月から育児休業中



～正副理事長就任のごあいさつ～

理事長就任のごあいさつ

理事長 住田直之

この度、3期目の連盟理事長を就任させていただくことになりました。これまでの4年間の経験を少しでも生かし、最終の任期を加盟園の皆様のお役に立てるよう努力して参る所存です。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

さて、この1、2年はコロナ禍により、ICTの活用などが急速に進み、情報の発信や研修の参加方法など、多大な影響を受けましたが、ようやく国内でのワクチン接種が始まり、収束にむけて明るい展望が感じられるように思います。今後、行事等の実施について、見極めも大切な時を迎えます。設置者、園長、後継者の皆様は各園の働き方の見直しも進めつつ、これだけは継続していきたいという自園のDNAともいうべき大切な考え方や実践を真剣に整理し、リーダーシップを発揮していかなければならないと思います。

また、近年は認定こども園への移行や、小規模保育事業など、未満児保育や長時間保育が急速に広がっています。0～2歳児の心の育ちや、養護の視点からの研修など、研修会の幅を広げると共に、公開保育や経営に関する研修もこれまで以上に重要視しなければなりません。

また、文書などですでにお知らせしているように、公益法人の返上の申請を行った全日本私立幼稚園幼児教育研究機構や全日本私立幼稚園連合会の再生に向けての動向は目が離せない状況です。これらの不祥事は私自身の全日私幼の理事就任とも期間が重なっており、今後も団体長会議などは極力出席し、対応を理事会で協議して参ります。皆様のご指導ご鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

副理事長就任のごあいさつ

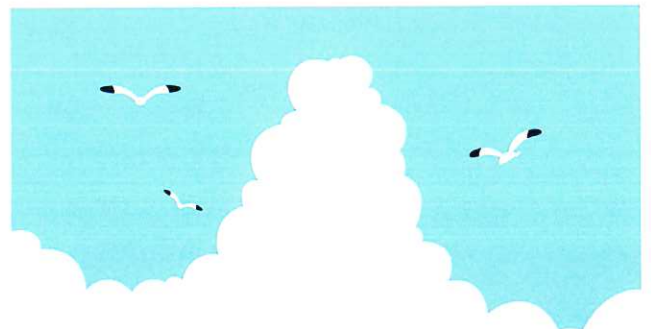
副理事長・運営部長 山中隆司

この度の評議員会において理事に再任いただき、理事会において副理事長（運営部長）を拝命いたしました山中です。財務委員会と人材確保・政策委員会を管轄いたします。

令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大により、幼稚園の行事を中止、簡素化して行うことを余儀なくされ寂しい限りのことと拝察いたします。この状況下で、子ども達の様々な体験活動が制限されて、遊び学び育っていくことに一抹の不安を感じられる先生もいらっしゃるかと思います。連盟の研修、講習、各委員会が計画する行事も中止、延期せざるを得ない状況です。一日も早く感染が収束することを望むばかりです。

さて、今般の社会情勢の変容により、私立幼稚園も多面的な運営が求められています。また、保育所幼稚園から中学校までを新設の「こども庁」が管轄してゆく制度設計も近未来には実現して行くことと思います。

しかし、いかなる状況下でも普遍的に子どもを保育教育する精神には変わりはありません。子どもが安全に安心して遊び学び育つ幼稚園の実現のために、そして、幼稚園で働く先生方が未来に向けて夢が持てる様に、微力ながらチャレンジしてまいります。皆様のご指導ご鞭撻の程宜しくお願いいたします。



副理事長就任のごあいさつ

副理事長・総務部長 清川里佳

先日行われた連盟の評議員会と理事会。リモートでの参加も可能となり、コロナから得たプラスの産物に連盟も少しずつですが、前に進んでいると感じています。この度の理事改選で副理事長の役を再任させていただくこととなりました清川です。初心を忘れず、皆様方の声に耳を傾けながら職務を遂行してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

一日も早く安心な日常生活を！と願うこと1年余り。どんなに寒い冬にも春が来るように、今か今かと待ちわびているところです。子ども達を気兼ねなく抱きしめたり、食事の時間を楽しんだりできる日はいつかしら？

県内でも早い市町では私立の幼稚園・認定こども園にも声が掛かり、ワクチン接種が始まりましたが、広島市内はまだまだ先が見通せません（6月10日現在）。その中で、ワクチン接種に積極的に動けない若い先生方が多いとも聞きます。色々な情報が飛び交う中で園医さんにお尋ねしたところ、『今回接種するmRNAワクチンは、ウイルスではない。新型コロナウイルスに対して働くようなタンパク質を作るためのもの。接種することで実際にコロナウイルスが体内に入ってきた時に、免疫を発揮してくれる。決して私達の遺伝子を組み替えるわけではない。』とご回答いただきました。接種はあくまで自由という中で、自分が感染すれば他人（園児）へ感染させることまで考える必要があります。しっかりとワクチンの効果と副作用を理解し、罹った場合を勘案して判断できるとよいですね。あと少し、明るい未来を信じ、今の生活を守りきれよう助け合って参りましょう。

副理事長就任のごあいさつ

副理事長・研究部長 水原紫乃

昨年度は、コロナ禍という見えない不安の中におりましたが、そんな中で、行事の工夫や動線の工夫をし、ストレスが子ども達にかからないよう出来る限り心がけながら、園内における衛生管理を教職員で考える時間を持つことが出来ました。また、教職員自身、自分たちの無駄に気付き、必要なこととそうでなかったことの振り分けも出来てきたように思います。

広島県私立幼稚園連盟でも、研修ハンドブックの履歴（研修スタンプ）を、処遇改善のためのキャリアアップ研修に位置付けるよう広島県安心保育推進課の理解を得、各市の許可を得ることが出来ました。残念ながら昨年度は研究、研修の開催が少なく、リモート研修ではスタンプの発行が出来なかったことを申し訳なく思っています。今年度はリモート研修でもスタンプ発行を可能とすること、マネジメント分野の研修（園内研修の在り方や対話を活性化する方法など）、乳児・養護に特化した研修も企画しております。他園の見学を兼ねた小規模研修会も企画しております。ご案内いたしますので、どうぞご参加ください。

先日の評議員会では、昨今の目まぐるしい制度改革ばかりで、ふれあい寄り添いながら子ども達の心を育てることこそ一番大切にすべきこと、また、若手の園長先生や後継者の先生方には子どもを育てることと同じ気持ちで先生を育てていただきたい、そのような研修をぜひ企画してくださいのご意見もいただきました。

園長、設置者の先生方にはご指導ご助言をいただきながら、今期も頑張っ参りたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。



幼稚園における著作権への留意点について ～おゆうぎ会のライブ配信などに潜む問題点～

1 最近のニュース

著作権について、最近世間の注目を浴びた裁判として、音楽教室のレッスンの際に講師や生徒が演奏するに際して、JASRAC（日本音楽著作権協会）に著作権料を支払う必要があるかどうか、というものがあります。

2021年3月18日に出された知財高裁の判決においては、①先生の演奏は生徒という「公衆」への演奏であるため著作権料を支払う必要があるとし、②生徒の演奏は自らの技術の向上が目的であり「公衆」へ聞かせることを目的としていないから著作権料を支払う必要がない、と判断しました（現在、最高裁判所に上告がされています）。



弁護士

菊永将浩先生

いきなり裁判の話からしましたが、著作権というのは身近で問題となりやすいものです。以下では、そもそも著作権とはどんな仕組みなのかも含めて説明していきます。

2 著作権とは

(1) 著作権の歴史など

昔から日本においては「学ぶ」という言葉は「まねる」を語源とすると言われることもあるように、人のものを真似ることには寛容な社会でした。日本のみならず、東アジアの国は比較的そういう傾向があるようです。

ところが世界の国々がすべてそうかということ、決してそうではありません。特にヨーロッパなどでは印刷技術の発達がい早いことなどもあり、ある人が精魂込めて書いた本をそのまま「複製」することで、本を書いた人（著作者）の利益が侵害されることは不適切であるとのことから、「著作権」という考えが生まれ、それが現在に至るまで長きにわたり保護されています。

一つ例を挙げると、ある人が本を書いた場合、本来であればその本が1万冊売れるものであるにも関わらず、自由にコピーして販売していいとすると、最初の1冊を買った人がコピーをして残り9999部の人に定価より安く売ってしまえば、本を書いた人の当初の期待（1万冊売れる）というのが実現できなくなります（本を書くことを生業にしている人からすれば死活問題です）。そこで、本を書いた人の権利を「著作権」という形で保護をしようというのが、この著作権の考え方になります。

日本においては、昭和45年に著作権法が制定され、著作権という権利は守られるべき権利として法律上位置づけられています。

(2) 著作権とは

前置きが長くなりましたが、では「著作権」とはどのようなものでしょうか。

法律上の定義は少し難しくなるので、それを言い換えて説明すると、次のようになります。

著作権とは、「ある表現（音楽や本、動画など）を作った人に認められる権利で、その生み出された表現内容について、他人が勝手に「複製」（コピー）をしたり、「編集」したりすることをやめさせる権利、又はそれらの複製等をする場合には対価として著作権料をもらう権利、を言います。

例えば、少し前に問題になりましたが「漫画村」というサイトでは、市販されている漫画がタダで読める状況が作られていました。読み手からするとタダで読めるということはおもしろいことかもしれませんが、作り手からするとその漫画を作るためにかけた労力や得られるはずだった利益が一方的に損なわれます。そこで漫画家たちがそのような行為は許されないという声をあげました（ちょうどこの記事を書く少し前に、このサイトの運営者が懲役3年、罰金1000万円の実刑に科されたことが出ています）。

法律上、こういう場合には著作物を（タダで）利用していい、と定めている場合を除いては、著作物の利用には著作者の許可や著作権料の支払いが必要だ、ということは押さえておく必要があります。

(3) 学校における例外措置

著作権という権利からすると、本来は「複製」（コピー）をしたりすることは一切禁止されるということになるのですが、法律上はその例外がいくつか定められています。

幼稚園などの学校現場においては、例えば、①授業の教材として利用するためのコピー（ただし無制限ではない点は後述）や②学芸会などで他人の作品を上演・演奏などを行うこと、などについては一定の要件のもとで認められています。

幼稚園において他人の著作物である本をコピーしたり、音楽作品を利用したりする場合などには、それが問題なく認められるか、ということはいくつと確認をしておく必要があります。

※注 教材のためのコピーでも、例えばテキストを買わせるのがもったいないとの理由で全部コピーして配布するようなことをすればそれは著作権法違反の行為になります。

3 幼稚園における具体的な例

(1) おゆうぎ会のライブ配信について

最近のIT技術の向上やコロナ対策との関係で、幼稚園の行事をYoutubeなどでライブ配信をしたりするところも増えてきているのではないかと思います。

その際に注意したい点としては「写り込み」の問題や、背後で流れているBGMの著作権の問題があります。

①写り込みについて

平成24年に法改正がなされるまでは、写真や動画を撮影するときに他人の著作物である絵とかポスターなどが映りこんでいると、それは著作権侵害ではないか、ということが指摘されていました。

この点について、平成24年に一定の法改正がなされたのですが、その当時にはいま利用されているようなライブ配信などは活用されていませんでした。

そこで、令和2年の法改正ではその点についても一定の配慮がなされた形で法改正がなされています。

この写り込みの問題はそういう問題があるということだけ押さえてもらえば良いと思います。

②BGMについて

音楽というのも著作権の対象として保護されるものです（後述の音楽教室の事例参照）。

よって、例えば有料でダウンロードした音源であっても、それは無制限に配信していいわけではなく、そのダウンロード時の利用条件を守らなければ著作権法違反の問題が生じます。

ライブ配信の際に、背後でBGMが流れている場合、その行為が著作権の侵害をしていないか、というのは意識をする必要があります。

③Youtubeの注意点

あと、これが実際の問題としてよく出てくるのですが、ライブ配信においてYoutubeの利用をする場合には、Youtubeの規約を守ることが必要となります。

2021年6月10日時点ではYoutubeのヘルプには、概ね次のようなことが書いてあります。

- ①すべてのライブ配信はスキャンされ、著作権保護された別のライブ配信など、第三者のコンテンツと一致しないかが確認されます。
- ②第三者のコンテンツが認識されると、お客様には第三者コンテンツの配信を中止するように求める警告が表示されます。
- ③警告に従って対処してもらえれば配信を継続できますが、そうでない場合には配信が一時的に中断、停止されたり、配信が停止されたりします。

ここで再度意識していただきたいのは、他人の「著作物」（音楽、本など）を使う場合には、原則としてその人の「同意」があるというのが法律のルールでYoutubeとしてはそのあたりを守るために一定のルール下でのみライブ配信を認めているという点です。しっかりとルールを確認することを意識づけましょう。

(2) 音楽教室等での演奏と著作権

冒頭、裁判例をお伝えしましたが、いま音楽教室での曲の利用については目下裁判で争われているとてもセンシティブな問題になります。

ざっくりのところでは、子供が教室でまねて練習しているとかいうレベルや授業の一環として演奏しているとかのレベルであればそれほどめくじらを立てて取り上げられることはないかもしれませんが、音楽教室などのようにその曲の利用で利益を得ている人に対しては、裁判では結構厳しい判断がなされています。

そういう意味では、幼稚園の現場における音楽の利用の際には、法律又は契約で決められた範囲での利用を守るようにしていかないとはいけません。

(3) チラシ作成にあたっての著作権の留意点

チラシなどを作る際、最近では、フリーで使える便利な絵などもあり、幼稚園でチラシを作ったりすることがあるのではないかと思います。有名なところとしては「いらすとや」さんなどがあるとは思いますが、その利用において〇点まで可とか、そういう制限がついていたりもします（無制限に利用してよいといういわゆるフリーユースの素材もありますが、フリーだけど〇点までとか、こういう目的のためのみ利用可とか制限がある場合があるので注意してください）。

はやりのアニメの画像や映像も使いたくなる気持ちは理解できるのですが、そのアニメの著作権を持つ人が「使っていいですよ」と言っていること以上のことをやってはいけませんので、この点も注意してください。

※注 チラシを、良かれと思ってHPにアップしていると、それを何かしらのきっかけで見た著作権者から、著作権違反である旨の連絡が来ることもありえます。

※注 大流行した「鬼滅の刃」においてもグッズの販売にあたって著作権者の許可なくインターネットで販売をして逮捕された事例なども起きています。

4 まとめ

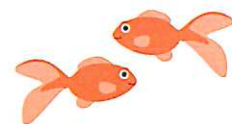
おそらくほとんどの方が著作権というものを学ぶ機会がないまま現在に至っているのではないかと思います（弁護士においても、知的財産法と言われるものを勉強している一部の弁護士以外はあまり詳しくないのが実際のところ）。

もし、著作権を意識してみようと思われる方は、

○はじめて学ぶ著作権（文化庁HP）

https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/hakase/hajimete_1/index.html

などを見ていただくと良いかなと思います。



以上

新採用教員研修会

今年度はコロナ禍ということで、3会場に分散しての研修会開催となりました。3月22日(月)広島ガーデンパレスは86名、3月24日(水)呉阪急ホテルは23名、3月26日(金)福山ニューキャッスルホテルは19名の参加をいただきました。

講師と演題は以下のとおりご報告いたします。

講演①「社会人としての心構え」

学校法人穴吹学園広報部 水谷郁恵先生

講演②「保育者として生きる喜びと責任」

かえで幼稚園園長・安田女子大学客員教授
中丸元良先生

講演③「私学共済制度について」

日本私立学校振興・共済事業団広島会館共催業務課

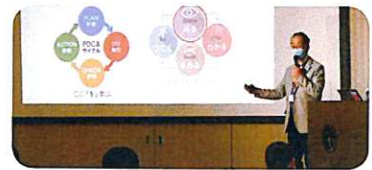
(広島会場) 課長代理 菊地芳枝先生
(呉・福山会場) 課長 長尾 拓先生

講演④「幼児期における人権教育の進め方」

広島県教育委員会豊かな心と身体育成課
(広島・福山会場) 人権教育係長 大平剛生先生
(呉会場) 社会教育主事 石崎希先生



水谷先生



中丸先生



長尾先生



菊地先生



広島会場



呉会場



大平先生



福山会場



広島県私立幼稚園連盟無料職業紹介所 わーくけんよう からのお知らせ

わーくけんようでは、キャリアコンサルタントの資格をもつ就職アドバイザーによる電話相談、園へ出向いての訪問相談を行っておりますので、是非ご活用ください。またメールでも相談を受け付けています。

メールアドレス work-kenyo@work-kenyo.jp

ご相談いただいた内容について、アドバイザーが返信いたします！！

☆6月末日現在の状況をお知らせします☆

◆求人募集の掲載件数 37 件

◆現在 幼稚園・認定こども園でお仕事を探されている方 381 人

☆就職アドバイザー電話相談日☆

わーくけんようホームページへ掲載しています！

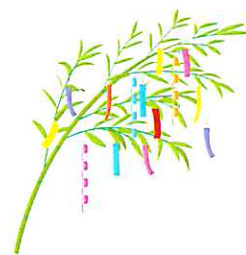
わーくけんようからのお願い

わーくけんようを利用してマッチングが成立し、途中からシステムを使わずにやり取り(園と直接電話やメール)をして採用に至った場合は必ず事務局へご連絡ください。

※システムで面談、採用年月日等データを随時入力されている場合のご報告は不要です。



事務局だより



行事予定

- 7月18日 第1回オンラインYNナビ
- 7月27・28日 免許状更新講習(必修・選択必修) / 広島国際会議場
- 8月2・3日 教育研修大会 / ANA クラウンプラザホテル広島
- 8月23日 中国地区私立幼稚園教育研修会山口大会 / ライブ配信
- 8月27日 リスクマネジメント研修 / 広島ガーデンパレス
- 9月5日 幼稚園・認定こども園ナビゲーション西部会場 / 広島県広島産業会館西展示館
(※東部会場は中止となりました)

各種アドバイザーのご案内

●相談事業アドバイザー 弁護士 菊永将浩 先生

加盟園で生じたトラブル等を迅速に解決するために弁護士の菊永将浩先生をアドバイザーとして相談窓口を開設しています。

詳細は連盟ホームページ加盟園のページ(パスワード必要)へ掲載していますのでご覧ください。

●就職アドバイザー キャリアコンサルタント 松永佳世子先生

採用に関するお悩みなど、キャリアコンサルタントの松永佳世子先生に相談できます。

詳細は、[わーくけんよう]ホームページをご覧ください。



幼稚園紹介 ※今回の幼稚園紹介のコーナーはお休みさせていただきます。

編集後記

この度、引き続き広報委員長を拝命することになりました。

皆様ご存知の通り、園を取り巻く様々な課題が浮き彫りになっています。長期化するコロナ禍、労務トラブルを始めとする法的なトラブル等、慣れない対応で頭を悩ませている園も多いのではないのでしょうか？

広報委員会では引き続き様々な面で今注目すべき事柄や課題への対応・対策などを皆様方へ適切に情報提供できるよう、これからも紙面作りに尽力したいと思っております。

広報委員長 小島信章 私立幼稚園昭和園